

## 2) 基金の払込額が募集額に達しなかった場合の取扱い

改正医療法によると、医療施設の開設が法人認可と同時に、法人認可後とすることが出来るため、医療法人認可後の医療施設開設の場合において、医療法人設立総会で決定した基金の募集額に払込期日あるいは払込期間内の基金拠出者からの払込金額が達しなかった場合、医療機関開設時の資金不足が生じる可能性があるため、宥恕規定が必要かと思われる。

## 3) 移行時税制が未定であること

経過措置型医療法人の基金拠出型医療法人への移行はまだ数例しかないのが実情である。経過措置型医療法人から持分の定めのない医療法人への移行推進のためにも移行時税制を早急に整備すべきと思われる。

## (5) Q&A

Q 1 基金制度を採用する社団医療法人は、基金の拠出者及び社員に非同族の要件は付されますか。

A 1 基金制度を採用する社団医療法人については、基金の拠出者及び社員についての非同族要件は要求されていません。

Q 2 基金の拠出は、個人でなくてもよいのですか。

A 2 基金の拠出については、個人に限定されてはいないので法人でも可能です。

法人には、営利法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO 法人等すべての法人が含まれると思われまます。

Q 3 基金拠出者は全て社員になれますか。

A 3 個人であれば、社員になる可能性があります、法人は社員になれないので注意が必要です<sup>22</sup>。

Q 4 基金を拠出しない個人でも社員になれますか。

A 4 社員の資格制限に基金の拠出の有無はないため、可能です<sup>23</sup>。

Q 5 理事長個人が基金を拠出した場合の注意事項は何かありますか。

A 5 理事長個人が基金を拠出した場合で、利益相反関係があると思われるときは特別代理人の選任が必要となりますので注意が必要です。

Q 6 基金拠出をした法人の会計仕訳はどうなりますか。

A 6

	(借 方)		(貸 方)
(拠出基金)	× × × ×	(現 金)	× × × ×

<sup>22</sup> 医療法人運営管理指導要項参照

<sup>23</sup> 医療法人運営管理指導要項参照